

商標のダイリュージョンに関する訴訟規定が修正される

2012年10月15日

JETRO NY 諸岡

オバマ大統領は、10月5日、商標のダイリュージョン(希釈化)に関する訴訟規定を修正する法案に署名し成立した¹。

この法律は、従来のランハム法第43条(c)(6)を技術的に修正するもので、従来の(A)(ii)を(B)(i)に移動した²。

これにより、文言上従来は、

(A)他の連邦登録商標所有者に対して州法やコモンローに基づいてダイリュージョンによる差止を求めることができない。

(B)連邦登録商標所有者に対して(ランハム法に基づいても)損害賠償等を求めることはできない。

となっていた点が修正され、

他の連邦登録商標所有者に対して、州法やコモンローに基づいて差止や損害賠償請求ができないと改められた。すなわち、連邦登録商標所有者は他の連邦登録商標所有者をダイリュージョンで訴えることができることとなった。

本項目に関しては、他の条文はもともと今回の修正に即した内容で規定されていることから、従来から単なる条文規定ミスと考えられており、それを技術的に修正したに過ぎないものといえる。

この法律は即日施行されている。

(了)

¹ [法律](#) (PDF)

² 移動だけで文言の変更は無い。